

堺市介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

要支援1・2の訪問介護と通所介護が全国一律の介護保険給付から市町村事業に移行され、堺市は平成29年4月から移行した。従来相当のサービスに加え、基準緩和型の訪問・通所サービスと短期集中通所サービスを新たに実施してきた。また、多様な事業や地域の活動を一般介護予防事業に位置付け、全ての高齢者を対象として普及啓発や活動支援を行ってきた。

区分		方法	内容	サービス費のめやす
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	指定	従来相当のヘルパー等の有資格者による身体介護、生活援助	1回60分 2,856円程度 【1回あたり286円】
	担い手登録型訪問サービス【新】	委託	市の定める研修を終了した方も従事できる生活援助（調理は除く）	1回60分 2,000円程度 【1回あたり200円】
	通所型サービス	指定	従来相当の専門職（生活相談員、看護職員等）による機能訓練、レクリエーション、送迎等	1回半日 3,971円程度 【1回あたり398円】
一般介護予防事業	担い手登録型通所サービス【新】	委託	専門職の配置は不要で、身近な場で、運動、レクリエーション、通いの場等を提供	1回半日 1,922円程度 【1回あたり200円】
	短期集中通所サービス【新】	委託	機能訓練指導員等による短期間（3か月）の機能訓練	1回2時間 3,082円程度 【1回あたり300円】
	介護予防把握事業	市の直接事業・委託事業 地域の団体への補助事業	保健センター（看護職員）による訪問活動（要介護認定非該当者訪問など）	うつ・閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげる
介護予防普及啓発事業	運動・口腔ケア・栄養改善・認知症予防の教室の開催、堺市版介護予防体操「堺コッカラ体操」の普及、介護予防「あ・し・た」プロジェクトの実施		高齢者に対して幅広く、介護予防活動の普及・啓発を実施。フレイル予防に資する「あるく・しゃべる・たべる」の頭文字をとり「大切なあ・し・た」として様々な手法で啓発。	
地域介護予防活動支援事業	地域のつながりハート事業（校区福祉委員会への活動助成）、保健センターによる自主運動グループ支援		住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施	
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防ケアマネジメント検討会議、市内事業所向けリハビリテーション研修		自立支援に向けた取組を他職種協働で実施	

2. これまでの実施状況

(1) 事業所数（各年度末時点。令和2年度は6月1日時点） (単位：事業所)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス	従来相当	526	510	510	512
	担い手登録型	7	14	13	12
通所型サービス	従来相当	294	299	305	303
	担い手登録型	0	2	5	5
	短期集中	33	30	27	17

(2) 利用者数（各年度末時点） (単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス	従来相当	5,966	6,097	5,965	5,836
	担い手登録型	16	34	40	39
通所型サービス	従来相当	5,573	6,169	6,530	4,624
	担い手登録型	0	16	26	25
	短期集中	55	50	37	2

※令和2年度は最新値

(3) 総合事業対象者数（各年度末時点） (単位：人)

要介護度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	11,653	12,394	12,331	12,265
要支援2	7,554	8,141	8,611	8,599
事業対象者※	191	282	379	374

※チェックリストによる判定に該当した総合事業の対象者。※令和2年度は6月末時点

(4) 堺市生活援助サービス従事者研修

平成28年度以降令和元年度末まで6時間×2日間の研修を23回実施。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講修了者数	366人	48人	97人	27人

新サービスでは、生活援助サービス従事者研修を修了し担い手登録型サービスに従事していた人材が介護職員初任者研修を受講し、介護職員としてステップアップしている事例や、身近な場で提供される通所サービスへの参加により、新たな地域のつながりができた事例など、新サービスの趣旨が発揮できている事例も生まれている。

3. 実績を踏まえた課題及び検討の方向性

■課題

- 制度開始4年目となったが、事業開始以降、新サービスの利用実績は一貫して増加しているものの、身近に利用者がおらずケアマネジャーに新サービスが浸透していないこともあり、従来相当サービスの利用が圧倒的に多く、新サービスの利用者・参入事業所が少ない。
- 高齢化に伴い事業費が年々増加している。また、要介護認定者の増により介護人材の確保が困難となることが予測される。
- 本市における要介護認定率は国、府よりも高く、特に要支援者の認定率が高い。そのため、要介護状態に至る前のフレイル予防の取組が重要となっている。

■検討の方向性

- 生活課題や状態像に応じた適切なサービス選択を実現するための総合事業の実施手法の見直し
 - 地域ケア会議を活用した、自立支援型ケアマネジメントの推進
 - 効果的なリハビリテーションの介入と継続的な活動を担保するための通いの場の創出 など
- 持続可能な介護保険制度の維持に向けた、総合事業の今後の方向性について、他都市の実施状況も参考としながら、令和2年度から検討を進める。